

災害発生時の取扱いについて

(令和4年10月1日改正)

1 気象警報・特別警報発令時

芦屋市に気象警報・特別警報が発令された場合の取扱いは以下のとおりです。(特別警報とは重大な危険が差し迫った異常な状況にあり、ただちに命を守る行動を取ることが気象庁から呼びかけられているものです。)

区分	1号認定 (幼稚園部)	2・3号認定 (保育所部)
警報	<p><u>午前9時時点で発令中の場合</u></p> <p>終日休園</p> <p><u>午前9時までに解除された場合</u></p> <p>開園しますので、午前10時までに登園してください。(給食はありません。)</p> <p><u>教育・保育中に発令の場合</u></p> <p>休園となりますので、お迎えをお願いします。「園で使用しているシステム」等で「休園」・「お迎えの時間」の連絡をします。</p>	<p>開園所します。</p> <p>※通園所中に危険なことが起こったり、特別警報に変わったりする可能性や不測の事態も起こり得るため、当日在宅される場合(育休中、仕事を休める等)は、ご家庭で保育をお願いします。</p>

特別 警報	<p><u>午前9時時点で発令中の場合</u></p> <p>終日休園</p>	<p><u>午前7時時点で発令中の場合</u></p> <p>自宅待機</p> <p><u>午前10時時点で発令中の場合</u></p> <p>終日休園所</p> <p><u>午前10時まで解除された場合</u></p> <p>施設の安全等が確認された場合、開園所となります。開園所時間については、別途「園所で使用しているシステム」等で連絡します。</p> <p>※給食はありませんので、お弁当をお持ちください。</p>
	<p><u>教育・保育中に発令の場合</u>（すべて「園所で使用しているシステム」等で連絡します。）</p> <p>休園所となりますので、お迎えをお願いします。</p> <p>「休園所」・「安否について」をお知らせします。</p> <p>※翌日以降の開園所については園所からお知らせします。</p>	

2 避難に関する情報発令時

芦屋市全域又は芦屋市の一部対象地域に対し、下表のいずれかが発令された場合の取扱いは以下のとおりです。

区分	1号認定 (幼稚園部)	2・3号認定 (保育所部)
高齢者等避難 【警戒レベル3】	<p><u>午前9時時点で発令中の場合</u></p> <p>終日休園</p> <p><u>午前9時までに解除された場合</u></p> <p>開園しますので午前10時までに登園してください。(給食はあります。)</p> <p><u>教育・保育中に発生した場合</u></p> <p>休園となります。</p> <p>「園で使用しているシステム」等で連絡しますので、お迎えをお願いします。</p> <p>開園時期については、施設の状況等を確認の上、「園で使用しているシステム」等で連絡します。</p> <p>※対象地域に当たらない場合は、開園します。</p>	<p>開園所します。</p> <p>※通園所中に危険なことが起こったり、避難指示(警戒レベル4)に変わったりする可能性や不測の事態も起こり得るため、当日在宅される場合(育休中、仕事を休める等)は、ご家庭で保育をお願いします。</p> <p><u>教育・保育中に発生した場合</u></p> <p>「園所で使用しているシステム」等で連絡しますので、お迎えのご協力をお願いします。</p> <p>※対象地域に当たらない場合は、開園所します。</p>
避難指示 【警戒レベル4】	<p>終日休園所(すべて「園所で使用しているシステム」等で連絡します。)</p> <p>※園所から「休園所」・「安否について」・「避難の有無」・「お迎えについて」等をお知らせします。</p> <p>※翌日以降の開園所については園所からお知らせします。</p>	

3 地震発生時

芦屋市・西宮市・神戸市東灘区のいずれかで、下表のいずれかが発令された場合の取扱いは以下のとおりです。

区分	1号認定 (幼稚園部)	2・3号認定 (保育所部)
震度4 以下	開園所します。	
震度5 弱	<p><u>午前9時までに発生した場合</u></p> <p>終日休園</p> <p><u>教育・保育中に発生した場合</u></p> <p>休園となりますので、お迎えをお願いします。「園所で使用しているシステム」等で「休園」・「安否について」を連絡します。</p> <p>※翌日以降の開園について園から「園で使用しているシステム」等で連絡します。</p>	<p>開園所します</p> <p>※保育中に発生した場合は、児童の安否については、園所から園所で使用しているシステムで連絡します。</p> <p>※施設の状態、交通機関のマヒ等により、終日休園所となる可能性があることをご了承ください。</p> <p>※通園所中の事故や危険なことが起こったり、不測の事態も起こり得るため、当日在宅される場合（育休中、仕事を休める等）は、ご家庭で保育をお願いします。</p>
震度5 強以上	<p>終日休園（すべて「園所で使用しているシステム」等で連絡します）</p> <p>※教育・保育中に発生した場合、休園所となりますので、お迎えをお願いします。</p> <p>園所から「休園所」・「安否について」お知らせします。避難する場合は「園所で使用しているシステム」等及び「正門での掲示」により連絡する予定です。</p> <p>※翌日以降の開園については園所からお知らせします。</p>	

4 津波に関する情報発令の対応について

芦屋市を含む地域に下表のいずれかが発令された場合の取扱いは以下のとおりです。

区分	1号認定 (幼稚園部)	2・3号認定 (保育所部)
津波注意報	開園所します。	
津波警報 大津波警報	<p>2号線以南の施設は、終日休園所（すべて「園所で使用しているシステム」等で連絡します）</p> <p>※教育・保育中に発令された場合、2号線以南の施設は指定避難所へ避難することとしています。</p> <p>園所から「休園所」・「安否について」・「避難の有無」等を連絡します。</p> <p>※翌日以降の開園所については園所から別途お知らせします。</p>	

5 前日から休園所を予定する可能性がある場合

台風、大雨等により次の気象・社会状況等となった場合、翌日以降の市立・私立保育施設の運営を休所・休園する場合があります。休所・休園は市内の保育施設が対象となりますが、自然災害の種類や状況、各保育施設の状況等により、園所ごとによる個別の対応を行う場合があります。

判断基準となる気象・社会状況等

- ・ 気象庁等の情報により、大きな災害が予測される場合
- ・ 鉄道事業者（本市を通る鉄道に限る。）による計画連休
- ・ 本市、神戸市又は西宮市の公立学校園の事前（前日から）休校・休園の決定
- ・ その他、当該自然災害等への対応として、上記に類する事象